

情報

ひとり親家庭への補助制度をご活用ください
ひとり親家庭就学給付金

現在市内に居住し、経済的な理由により大学などに進学困難な人に対し給付金を支給します。

■支給対象者・支給要件

令和4年4月に大学などに入学予定で、次のいずれにも該当する人

- ①令和3年4月1日時点で20歳未満であり、市の住民基本台帳に1年以上登録されている母子家庭の母または父子家庭の父の子
- ②令和4年度に、学校教育法に規定する大学（専攻科、別科および大学院を除く）、短期大学または専修学校の専門課程に進学する
- ③児童扶養手当の支給を受けている世帯または児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の世帯に属する
- ④就学の意欲があり、品行方正である

■支給額

上限 20 万円

定 3 人

※提出書類に基づいて審査・選考し、結果は10月中旬頃に通知予定

申・問 9月10日(金)までに申請書（窓口、市ホームページから入手可）などを直接、または郵送で子育て支援課 ☎ 411・8666 北田町4・47 ☎ 983・2712

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちら

情報

受給には現況届の提出が必要です
児童扶養手当

児童扶養手当とは、児童（18歳になってから最初の3月31日を迎えてない人または20歳未満で障がいの状態にある人）を扶養しているひとり親家庭などで、一定の条件を満たした人に支給する手当です。

対 次のいずれかに該当する児童の父、母または養育者

- ①父母が婚姻を解消した
- ②父もしくは母が死亡※公的年金受給状況による
- ③父もしくは母が重度の障がいをもつ
- ④父もしくは母の生死が3カ月以上不明
- ⑤父もしくは母が児童と同居せず扶養・監護義務を1年以上全く放棄している
- ⑥父もしくは母がDV防止法の規定による命令（保護命令）を受けている
- ⑦父もしくは母が1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで出生した※事実婚状態にない者に限る

注 支給額は対象者および同居の扶養親族の所得に応じて決定し、所得が限度額を超えると支給されません。

現況届の手続きをお忘れなく

児童扶養手当を受給している人や受給資格のある人には、現況届に関する案内通知を送りますので、受付期間中に手続きをしてください。

■集中受付

時 8月10日(火)～13日(金) 午前9時～午後4時

場 市役所本館第2会議室

■休日夜間受付

時 夜間：8月13日(金)・8月19日(休)午後7時30分まで

休日：8月22日(日) 午前9時～正午

場 市役所本館2階子育て支援課

■上記期間中に都合がつかない場合

8月31日(火)までの市役所開庁時間内に、子育て支援課の窓口で手続きしてください。

注 現況届を提出しないと、受給資格を有していても手当は支給されません。

問 子育て支援課 ☎ 983・2712

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

情報

計算方法を確認しましょう
後期高齢者医療制度の保険料について

$$\text{保険料 (限度額 64 万円)} = \text{均等割額 42,100 円} + \text{所得割額 (前年の総所得金額等 - 43 万円) \times 8.07\%}$$

令和3年度の後期高齢者医療制度の保険料は、令和2年中の所得に基づき、8月に決定します。保険料は個人単位で計算し、計算方法は上記のとおりです。

なお、所得が一定基準以下の人は、均等割額が下表のとおり軽減されます。(令和2年度から一部見直し)

また、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。※これまで国民健康保険を使っていた人は、この特例措置に該当しません。

見直し前 (令和2年度)		見直し後 (令和3年度)	
世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計 ^{※1}	軽減割合	世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計 ^{※1}	軽減割合
33万円以下	7.75割	43万円 + (給与所得者 ^{※2} などの数 - 1) × 10万円以下	7割
かつ、同じ世帯の被保険者全員の所得が0円(公的年金控除額は80万円として計算)	7割		
(33万円 + 28.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下	5割	43万円 + (給与所得者 ^{※2} などの数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 世帯の被保険者数 以下	5割
(33万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数) 以下	2割	43万円 + (給与所得者 ^{※2} などの数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数 以下	2割

※1 保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の、公的年金などに係る所得からは、さらに15万円を控除

※2 55万円超の給与収入と公的年金などに係る所得(65歳未満:60万円超、65歳以上:110万円超)を有する者
☎保険年金課 983・2710

情報

口座振替が便利です
国民年金保険料の納付

国民年金保険料の納付を口座振替にすることで、納期ごとに金融機関などの窓口まで支払いに行く手間が省けるほか、前納による割引制度もあります。(口座振替の前納付は、現金納付の前納付よりも割引額が大きくなっています。)

10月分から令和4年3月分までの保険料について半年前納としたい場合の申込みは、8月19日(休)までです。

■口座振替納付方法の種類

納付方法	申込期日	振替日	納付額	割引額 (令和3年の額)
翌月末振替	随時	翌月末 (1ヵ月分)	16,610円	なし
当月末振替	随時	当月末 (1ヵ月分)	16,560円	毎月50円
半年前納	8月19日	毎年10月末日 (6ヵ月分)	98,530円	1,130円

※割引額がさらに大きくなる2年前納、1年前納制度もあります。

☑4月分からの半年・1年・2年前納は2月中旬までに申込みをしてください。

■口座振替の申込方法

☑保険年金課国民年金係または日本年金機構三島年金事務所

☑預貯金通帳、金融機関届出印、年金手帳または納付書
※口座振替申出書(日本年金機構ホームページで取得可)を保険年金課☎411・8666北田町4・47または三島年金事務所☎411・8660寿町9・44に郵送も可
※手続きには1~2ヵ月かかります。

■引き落とし不能の場合

- ▶ 翌月末・当月末振替…次回合わせて引き落とし
- ▶ 再度の引き落としも不能…通知書と不能分の納付書を送付
- ▶ 半年・1年・2年分の前納払いの引き落としが不能…割り引きのない翌月末振替に変更

■クレジットカードでの納付を希望の場合

保険年金課または三島年金事務所にお問い合わせください。

☎保険年金課 983・2606

日本年金機構三島年金事務所 ☎973・1166